平成２７年（フ）第１４号
宮城県石巻市桃生町太田字袖沢54番地、前住所東京都武蔵野市西久保２丁目28番８－115号　武蔵野サンハイツ
債務者　今野清三郎
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第３８４号
愛知県岡崎市江口１丁目６番地19　パナハイツ江口101、前住所愛知県岡崎市舞木町字茶屋河原80番地１　エスポワール舞木602
債務者　黒川まさよ
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
新潟県長岡市城岡３丁目１番26号
債務者　宮島　　智
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
新潟県柏崎市長浜町４番30号
債務者　佐藤　吉一
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
新潟県長岡市上除町1614番地３　上除団地市営住宅Ｍ－２号棟211号室
債務者　佐々木和子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１６９９号
札幌市中央区南７条西６丁目２番地２　ベルサエレンシア403号
債務者　佐伯由美子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２１号
札幌市東区北39条東21丁目２番57号
債務者　中尾　翔太
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３６号
札幌市豊平区平岸７条14丁目１番７－408号
債務者　横谷　将人
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６４号
札幌市西区西町南３丁目２番21－507号
債務者　土田　弘之
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９７号
札幌市西区八軒４条東５丁目１番23号
債務者　平　　和也
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９８号
札幌市西区八軒４条東５丁目１番23号
債務者　平　　晴美
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２９号
札幌市北区篠路１条８丁目２番16号
債務者　小柳　幸江
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３６号
札幌市清田区清田９条３丁目１番14号
債務者　佐々木竜也
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５０号
北海道石狩市花畔363番地21
債務者　岩渕　利香（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７６号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目２番13号
債務者　坂本　道博
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８５号
札幌市豊平区平岸１条１丁目５番５号　メゾン藤206号
債務者　佳久　理紗
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０８号
札幌市白石区南郷通15丁目南７番８－107号
債務者　飯田　　瞳
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部